## 町有チャイルドシート使用貸借契約書

貸主 九重町長 日野康志 (以下「甲」という。)と借主

(以下「乙」と

いう。)とは、町有チャイルドシートの貸借について、次の条項により契約を締結する。

(貸付物件)

第1条 甲は、乙に対して、その所有にかかるチャイルドシート(以下「貸付物件」という。)を無償で貸し付けるものとする。

(貸付期間)

第2条 貸付物件の貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。 (権利の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約に基づく権利を第三者に譲渡し、貸付物件を転貸してはならない。 (使用上の注意)

- 第4条 乙は、善良な管理をもって貸付物件を管理するものとし、貸付物件に対し、工作を施す等現状を変更してはならない。
  - 2 乙は、貸付期間中その使用によって第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてその一切を 解決しなければならない。

(維持費等の負担)

第5条 貸付物件の維持、修繕その他の行為に要する経費は、乙の負担とする。また、甲への返却の際には、乙はクリーニングして返却しなければならない。

(損害賠償等)

第6条 乙は、その責に帰すべき事由により貸付物件の全部又は一部を減失し、き損し又は汚損したとき は、乙の負担において原状に回復し、又は甲が認定する額を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告をせず、直ちにこの契約を解除する ことができる。

(疑義等の決定)

第8条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲乙協 議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1 九重町長 日 野 康 志

乙	大分県玖珠郡九重町大字	番地
	氏名	(EII)